○国税庁告示第十五号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。）で、その期限が平成二十七年九月十日から平成二十七年十一月二十四日までに到来するものについては、その期限を平成二十七年十一月二十五日まで延長する。

平成二十七年九月三十日

国税庁長官　中原　広

都道府県名	指定地域
茨城県	常総市のうち相野谷町、東町、新井木町、大崎町、沖新田町、小保川町、川崎町、小山戸町、十花町、上蛇町、新石下町、収納谷町、大房、舘方、長助町、東野原町、豊田、中妻町、中山町、原宿、福二町、平内、平町、曲田、兵町、二坂新田町、三坂町、水海道亀岡町、水海道川又町、水海道高野町、水海道栄町、水海道諏訪町、水海道宝町、水海道天満町、水海道橋本町、水海道元淵頭町、水海道森下町、水海道山田町、水海道箕輪町、本石下、本豊田、山口、若宮戸

○文部科学省告示第百五十七号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第三条の規定に基づき、義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

文部科学大臣　下村　博文

義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示

義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年文部科学省告示第33号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第１章　総則

第２章　教科共通の条件

１　基本的条件

２　選択・扱い及び構成・排列

３　正確性及び表記・表現

第３章　教科固有の条件

【各教科】

［国語科（「書写」を除く。）］

［国語科（「書写」）］

［社会科（「地図」を除く。）］

［社会科（「地図」）］

［算数科及び数学科］

［理科］

［生活科］

［音楽科］

［図画工作科及び美術科］

［体育科及び保健体育科］

［家庭科及び技術・家庭科］

［外国語科］

【特別の教科】

［道徳科］

附則

第２章の章名、同章の１の(2)及び同章の３の(5)中「各教科」を「教科」に改める。

第３章中「国語科（「書写」を除く。）」の前に次のように加える。

【各教科】

第３章の［算数科及び数学科］の１の(2)中「各教科」を「教科」に改める。

第３章に次のように加える。

【特別の教科】

［道徳科］

１　基本的条件

(1)　小学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の(1)及び中学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の(1)に示す題材の全てを教材として取り上げていること。

(2)　小学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の(2)のア及びイ並びに中学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の(2)のア及びイに照らして適切な教材を取り上げていること。

２　選択・扱い及び構成・排列

(1)　図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の(4)及び中学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の(4)に示す言語活動について適切な配慮がされていること。

(2)　図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の(5)及び中学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の(5)に示す問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮がされていること。

(3)　小学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の(2)及び中学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の(2)に照らして取り上げ方に不適切なところはないこと。

特に、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童又は生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。

(4)　図書の主たる記述と小学校学習指導要領第３章の第２「内容」及び中学校学習指導要領第３章の第２「内容」に示す項目との関係が明示されており、その関係は適切であること。

別表漢字の項及び用語・記号等の項中「各教科」を「教科」に改める。

附　則

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

○文部科学省告示第百五十八号

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）第三条の規定、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）第八条の規定及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第七項の規定並びに日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）第三条第二項の規定に基づき、平成九年文部省告示第二百一号（日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から長期勘定への繰入れに関し定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

文部科学大臣　下村　博文

題名及び第一号中「長期勘定」を「厚生年金勘定」に改める。

○文部科学省告示第百五十九号

船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第七条の規定に基づき、平成十二年総理府文部省告示第一号（文部科学省の所管に属する船舶に関し、船舶所有者が行う手続について、文部科学大臣の代理官を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月三十日

文部科学大臣　下村　博文

本則中「第八十九条」を「第八十条」に改める。

附　則

この告示は、文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百二十八号）の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

○厚生労働省告示第四百号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　山口　俊一

別表第三中

北海道	社会医療法人禎心会新札幌恵愛会病院	0.1497	0.0526

を

（削除）	（削除）	（削除）	（削除）

に改める。